表Ｉ－１　　大気基準適用施設の届出等施設数（全国）注１）注２）

大気基準適用施設		平成２４年３月３１日現在		【参　考】平成２３年３月３１日現在届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		16 (16)	31 (31)	32 (32)
製鋼用電気炉		70 (70)	113 (113)	114 (114)
亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		14 (13)	33 (31)	34 (32)
アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		235 (235)	803 (803)	817 (817)
廃棄物焼却炉	４t/h以上	－	1,113 (1,107)	1,112 (1,106)
	２t/h以上～４t/h未満	－	1,439 (1,439)	1,450 (1,450)
	２t/h未満注３）	－	7,193 (7,177)	7,516 (7,499)
	小計	7,430 (7,419)	9,745 (9,723)	10,078 (10,055)
合計		7,765 (7,753)	10,725 (10,701)	11,075 (11,050)

注１）鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（　　）に再掲した。
注２）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設に計上した。
注３）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^2以上のもの。

表Ⅰ－２（１）　　水質基準対象施設の届出等施設数（全国）注１）注２）

水質基準対象施設	平成２４年３月３１日現在		【参　考】 平成２３年 ３月３１日現在 届出施設数
	特定事業場数	届出施設数	
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	29 (29)	75 (75)	76 (76)
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設	40 (40)	55 (55)	55 (55)
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	0 (0)	0 (0)	0 (0)
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設	5 (5)	23 (23)	22 (22)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するｶﾞｽを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設	4 (4)	7 (7)	7 (7)
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設	6 (6)	32 (32)	32 (32)
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設	1 (1)	5 (5)	5 (5)
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設	1 (1)	2 (2)	2 (2)
4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設	1 (1)	3 (3)	3 (3)
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設	1 (1)	7 (7)	7 (7)
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	32 (32)	72 (72)	80 (80)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ｶﾞｽ洗浄施設及び湿式集じん施設	8 (8)	44 (44)	44 (44)

表Ｉ－２（２）　　水質基準対象施設の届出等施設数（全国）注１）注２）

水質基準対象施設		平成２４年３月３１日現在		【参　考】平成２３年３月３１日現在届出施設数
		特定事業場数	届出施設数	
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		7 (7)	250 (250)	251 (251)
廃棄物焼却炉に係る廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ｶﾞｽ洗浄施設、湿式集じん施設	908 (904)	2,048 (2,039)	2,121 (2,110)
	灰の貯留施設	411 (411)	880 (880)	875 (875)
	小計	1,319 (1,315)	2,928 (2,919)	2,996 (2,985)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設		17 (17)	128 (128)	126 (126)
ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		38 (38)	61 (61)	62 (62)
下水道終末処理施設		220 (220)	256 (256)	258 (258)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		31 (30)	60 (58)	60 (58)
合計		1,761 (1,756)	4,011 (4,000)	4,089 (4,076)

注１）法に基づく届出と瀬戸内海法に基づく許可（以下「法に基づく届出等」という。）を合わせた施設及び事業場の数に、鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出等がなされた施設及び事業場の数を（　　）に再掲した。

注２）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。なお、法に基づき届出された施設と鉱山保安法等関係法令施設とを有する事業場とが重複する場合には、よりその事業場を代表する施設の欄に計上した。

表Ｉ－３　　大気基準適用施設の届出等の状況（届出内容別－全国）注１）

		平成23年3月31日現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	14条規模変更 注4) d		廃止等 注5) e	平成24年3月31日現在の設置基数 a+b+c+d-e	特定事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7) 平成23年3月31日現在の設置基数	平成24年3月31日現在の設置基数	特定事業場数 注6)
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		32	0	0	－		1	31	16	0(0)	0(0)	0(0)
製鋼用電気炉		114	2	0	－		3	113	70	0(0)	0(0)	0(0)
亜鉛回収施設	焙焼炉	13	0	0	－		1	12	13	1(0)	1(0)	1(0)
	焼結炉	5	0	0	－		0	5		0(0)	0(0)	
	溶鉱炉	3	0	0	－		0	3		0(0)	0(0)	
	溶解炉	2	0	0	－		0	2		1(0)	1(0)	
	乾燥炉	9	0	0	－		0	9		0(0)	0(0)	
	小計	32	0	0	－		1	31		2(0)	2(0)	
アルミニウム合金製造施設	焙焼炉	28	1	0	－		0	29	235	0(0)	0(0)	0(0)
	溶解炉	731	11	0	－		22	720		0(0)	0(0)	
	乾燥炉	58	0	0	－		4	54		0(0)	0(0)	
	小計	817	12	0	－		26	803		0(0)	0(0)	
廃棄物焼却炉	4t/h以上	1,106	30	2	-3	0	28	1,107	7,419	6(2)	6(2)	15(4)
	2t/h以上～4t/h未満	1,450	20	0	-2	+3	32	1,439		0(0)	0(0)	
	2t/h未満	7,499	67	3	-1	+3	394	7,177		17(3)	16(3)	
	200kg/h以上～2t/h未満	2,673	19	2	-1	+2	126	2,569		12(3)	11(3)	
	100kg/h以上～200kg/h未満	3,307	34	0	0	+1	158	3,184		4(0)	4(0)	
	50kg/h以上～100kg/h未満	1,063	7	1	0	0	77	994		1(0)	1(0)	
	50kg/h未満（0.5㎡以上）	456	7	0	0	0	33	430		0(0)	0(0)	
	小計	10,055	117	5	-6	+6	454	9,723		23(5)	22(5)	
合　計		11,050	131	5	-6	+6	485	10,701	7,753	25(5)	24(5)	16(4)

注１）法第１２条及び第１３条による届出施設（法に基づく届出施設）と、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注２）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出がなされたものを計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項に基づく届出がなされたものを計上した。
注４）廃棄物焼却炉において構造等変更届出がなされたもののうち、表中の施設規模区分が変わったものを計上した。「－」は他の区分への移行、「＋」は他の区分からの移行を意味する。
注５）構造等変更届出がなされたもののうち、規模が小さくなることにより排出基準の適用を受けなくなった施設と廃止届出がなされた施設数との合計である。
注６）１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注７）法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　　）に再掲した。

表Ｉ－４　　大気基準適用施設に係る基準適用状況（全国）注１）

大気基準適用施設		平成２４年３月３１日現在の設置基数 注２）			
		（計）	附則別表第二注3)	別表第一 法施行前設置注４）	別表第一 法施行後設置注５）
		a＋b＋c	a	b	c
焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		31 (31)	29 (29)	－	2 (2)
製鋼用電気炉		113 (113)	96 (96)	6 (6)	11 (11)
亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉）		33 (31)	17 (17)	－	16 (14)
アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉、乾燥炉）		803 (803)	541 (541)	－	262 (262)
廃棄物焼却炉	４t/h以上	1,113 (1,107)	664 (658)	104 (104)	345 (345)
	２t/h以上～４t/h未満	1,439 (1,439)	1,032 (1,032)	119 (119)	288 (288)
	２t/h未満注６）	7,193 (7,177)	4,332 (4,325)	335 (332)	2,526 (2,520)
	小計	9,745 (9,723)	6,028 (6,015)	558 (555)	3,159 (3,153)
合計		10,725 (10,701)	6,711 (6,698)	564 (561)	3,450 (3,442)

注１）大気基準適用施設における基準適用状況について計上。
注２）鉱山保安法等関係法令施設及び事業場を含めた数である。うち、法に基づく届出がなされた施設及び事業場の数を（　　）に再掲した。
注３）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注４）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注５）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注６）焼却能力５０kg/h以上又は火床面積０．５m^2以上のもの。

表Ｉ－５　　水質基準対象施設の届出等の状況（届出内容別・総括－全国）注１）

		平成23年3月31日現在の設置基数 a	新設 注2) b	既設 注3) c	法・瀬戸内法間の移行 注4) d	廃止等 注5) e	平成24年3月31日現在の設置基数 a+b+c-e	特定事業場数 注6)	鉱山保安法等関係法令施設 注7) 平成23年3月31日現在の設置基数	平成24年3月31日現在の設置基数	特定事業場数 注6)
硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ(ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設		76	1	0	0	2	75	29	0(0)	0(0)	0(0)
ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設		55	0	0	0	0	55	40	0(0)	0(0)	0(0)
硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		0	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)
ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設		22	1	0	0	0	23	5	0(0)	0(0)	0(0)
担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するｶﾞｽを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設		7	0	0	0	0	7	4	0(0)	0(0)	0(0)
塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設		32	0	0	0	0	32	6	0(0)	0(0)	0(0)
ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設		5	0	0	0	0	5	1	0(0)	0(0)	0(0)
ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設		2	0	0	0	0	2	1	0(0)	0(0)	0(0)
4-ｸﾛﾛﾌｪﾉｰﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)	0(0)
2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ｶﾞｽ洗浄施設		3	0	0	0	0	3	1	0(0)	0(0)	0(0)
ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設		7	0	0	0	0	7	1	0(0)	0(0)	0(0)
ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設		80	0	0	0	8	72	32	0(0)	0(0)	0(0)
亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		44	0	0	0	0	44	8	0(0)	0(0)	0(0)
担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設		251	5	0	0	6	250	7	0(0)	0(0)	0(0)
廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	2,110	20	2	2	93	2,039	904	11(3)	9(3)	7(3)
	灰の貯留施設	875	17	1	1	13	880	411	0(0)	0(0)	0(0)
	小計	2,985	37	3	3	106	2,919	1,315	11(3)	9(3)	7(3)
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設		126	3	0	0	1	128	17	0(0)	0(0)	0(0)
ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設		62	1	0	0	2	61	38	0(0)	0(0)	0(0)
下水道終末処理施設		258	2	0	－	4	256	220	0(0)	0(0)	0(0)
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		58	2	0	0	2	58	30	2(1)	2(1)	2(1)
合　計		4,076	52	3	3	131	4,000	1,756	13(4)	11(4)	9(4)

注１)法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。また、別に鉱山保安法等関係法令施設を計上した。
注２)平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注３)平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注４)事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注５)廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったものを含む。
注６)１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注７)法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　　）に再掲した。

表Ｉ－６（１a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉						
	事業場数 注1)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 注1)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道	1	1					1	3	3					3
青森県								1	1					1
岩手県														
宮城県								1	2					2
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	1	2					2	3	5					5
栃木県								2	2					2
群馬県								1	1					1
埼玉県								5	5					5
千葉県	1	3					3							
東京都								2	3					3
神奈川県								1	1					1
新潟県								2	3					3
富山県								1	1					1
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県	1	3					3	5	14					14
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府								3	4					4
兵庫県	1	1					1	1	1					1
奈良県														
和歌山県														
鳥取県														
島根県								2	4					4
岡山県														
広島県	1	2					2							
山口県								4	12	1				13
徳島県														
香川県														
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県								1	1					1
長崎県														
熊本県								1	1					1
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県								1	1					1

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（１b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉							製鋼用電気炉						
	事業場数 注1)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-e-f)	事業場数 注1)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-e-f)
札幌市								1	1					1
仙台市								1	3				2	1
さいたま市														
千葉市	2	2					2							
横浜市														
川崎市	1	1					1	1	4					4
相模原市														
新潟市														
静岡市														
浜松市														
名古屋市								1	1					1
京都市														
大阪市								6	10					10
堺市								2	5					5
神戸市														
岡山市														
広島市														
北九州市	2	3					3	5	5	1				6
福岡市														
函館市														
旭川市														
青森市														
盛岡市														
秋田市														
郡山市														
いわき市														
宇都宮市								1	1					1
前橋市														
高崎市														
川越市														
船橋市								1	1					1
柏市														
横須賀市														
富山市								1	1					1
金沢市														
長野市														
岐阜市								1	2					2
豊橋市								1	1					1
岡崎市														
豊田市														
大津市														
高槻市														
東大阪市														
姫路市								4	5					5
尼崎市														
西宮市														
奈良市														
和歌山市	1	3					3	2	2					2
倉敷市	1	4					4	2	6					6
福山市	1	5				1	4							
下関市														
高松市									1				1	
松山市														
高知市														
久留米市														
長崎市														
熊本市														
大分市	2	2					2							
宮崎市														
鹿児島市														
合　計	16	32	0	0	0	1	31	70	114	2	0	0	3	113

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（２a）　　大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設												
		焙焼炉						焼結炉					
	事業場数 注1)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-e-f)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道													
青森県	1							1					1
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1	2					2						
茨城県	2	2					2						
栃木県													
群馬県													
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	1	2				1	1						
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県	1	2					2						
高知県													
福岡県	1												
佐賀県													
長崎県													
熊本県	1	1					1						
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（２b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設												
		焙焼炉						焼結炉					
	事業場数 注1)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-e-f)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市	1	1					1	1					1
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市	3	2					2	3					3
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市	1	1					1						
倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合　計	13	13	0	0	0	1	12	5	0	0	0	0	5

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（３a）　　大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-e-f)	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-e-f)
北海道												
青森県	1					1						
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県	2					2						
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（３b）　　大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉						溶解炉					
	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-e-f)	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							2					2
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合　計	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（４a）　　大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小　計					
	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-e-f)	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-e-f)
北海道												
青森県							2					2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県							2					2
茨城県							2					2
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県							2				1	1
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県	1					1	3					3
高知県												
福岡県	2					2	4					4
佐賀県												
長崎県												
熊本県							1					1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（４b）　　大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	乾燥炉						小　計					
	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-e-f)	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市							4					4
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	6					6	11					11
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市							1					1
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合　計	9	0	0	0	0	9	32	0	0	0	1	31

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（５a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設												
		焙焼炉						溶解炉					
	事業場数 注1)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-e-f)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-e-f)
北海道	6							15					15
青森県													
岩手県													
宮城県	1							1					1
秋田県													
山形県	1							2					2
福島県	4	1					1	25					25
茨城県	6	3					3	28				2	26
栃木県	12	3					3	59				3	56
群馬県	4	1					1	7					7
埼玉県	11							44				1	43
千葉県	4							8					8
東京都													
神奈川県													
新潟県	3							13	1				14
富山県	14							38				1	37
石川県	1							1					1
福井県	3							17				2	15
山梨県	2							3					3
長野県	4							13					13
岐阜県	3							3					3
静岡県	16	4					4	60	1			2	59
愛知県	40	9					9	107	8			3	112
三重県	8	2					2	31				2	29
滋賀県	4							16				2	14
京都府	2							4					4
大阪府	4							11					11
兵庫県	5	1					1	9					9
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県	1							2					2
広島県	1							3					3
山口県	2							3				1	2
徳島県													
香川県	2	1					1	1					1
愛媛県													
高知県													
福岡県	5							19					19
佐賀県	3							4					4
長崎県	1							1					1
熊本県	9							25				1	24
大分県	1		1				1	1					1
宮崎県	1							1					1
鹿児島県	2							2					2
沖縄県													

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（５b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設												
		焙焼炉						溶解炉					
	事業場数 注1)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-e-f)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-e-f)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市	1							3					3
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市	4							20					20
浜松市	1							2				1	1
名古屋市	3							18					18
京都市	1							8					8
大阪市	1							2					2
堺市	4							6					6
神戸市													
岡山市													
広島市	1							1	1				2
北九州市	4	1					1	3					3
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市	1							1					1
郡山市													
いわき市	1							1					1
宇都宮市													
前橋市	2							3					3
高崎市													
川越市	1							1					1
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市	3							6					6
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市	2							5					5
岡崎市	1							2					2
豊田市	7							29					29
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市	1	2					2	14					14
尼崎市													
西宮市													
奈良市	1							1					1
和歌山市													
倉敷市	2							8					8
福山市													
下関市	2							12					12
高松市	1							1					1
松山市								1				1	
高知市													
久留米市	1							3					3
長崎市													
熊本市													
大分市	2							2					2
宮崎市													
鹿児島市	1							1					1
合　計	235	28	1	0	0	0	29	731	11	0	0	22	720

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（６a）　　大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小　計					
	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-e-f)	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-e-f)
北海道							15					15
青森県												
岩手県												
宮城県							1					1
秋田県												
山形県							2					2
福島県	2					2	28					28
茨城県	3					3	34				2	32
栃木県	2					2	64				3	61
群馬県	2					2	10					10
埼玉県	4					4	48				1	47
千葉県							8					8
東京都												
神奈川県												
新潟県							13	1				14
富山県							38				1	37
石川県							1					1
福井県	2					2	19				2	17
山梨県	1					1	4					4
長野県	2					2	15					15
岐阜県							3					3
静岡県	6					6	70	1			2	69
愛知県	9				1	8	125	8			4	129
三重県	2					2	35				2	33
滋賀県	2					2	18				2	16
京都府							4					4
大阪府	4					4	15					15
兵庫県							10					10
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	1					1	3					3
広島県							3					3
山口県	2				1	1	5				2	3
徳島県												
香川県							2					2
愛媛県												
高知県												
福岡県	2					2	21					21
佐賀県							4					4
長崎県							1					1
熊本県	1					1	26				1	25
大分県							1	1				2
宮崎県							1					1
鹿児島県							2					2
沖縄県												

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（６b）　　大気基準適用施設の届出等の状況
（施設種類別－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	乾燥炉						小　計					
	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-e-f)	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-e-f)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市	1					1	4					4
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市							20					20
浜松市							2				1	1
名古屋市							18					18
京都市	1					1	9					9
大阪市							2					2
堺市	1					1	7					7
神戸市												
岡山市												
広島市	1					1	2	1				3
北九州市							4					4
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市							1					1
郡山市												
いわき市							1					1
宇都宮市												
前橋市							3					3
高崎市												
川越市							1					1
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市	2					2	8					8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市							5					5
岡崎市							2					2
豊田市	5				2	3	34				2	32
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							16					16
尼崎市												
西宮市												
奈良市							1					1
和歌山市												
倉敷市							8					8
福山市												
下関市							12					12
高松市							1					1
松山市							1				1	
高知市												
久留米市							3					3
長崎市												
熊本市												
大分市							2					2
宮崎市												
鹿児島市							1					1
合　計	58	0	0	0	4	54	817	12	0	0	26	803

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（７a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉																
		4t/h以上								2t/h以上～4t/h未満							
	事業場数 注1)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	202	18							18	27						1	26
青森県	103	10							10	23						1	22
岩手県	121	2							2	21						1	20
宮城県	116	6	12						18	28	5					1	32
秋田県	60	3							3	13							13
山形県	106	7							7	12							12
福島県	93	5							5	30							30
茨城県	332	28							28	68							68
栃木県	148	10							10	33						4	29
群馬県	95	13							13	25							25
埼玉県	227	43						1	42	80						1	79
千葉県	265	46							46	77	1					1	77
東京都	201	109	3					7	105	46	3						49
神奈川県	90	34							34	28			2	2			28
新潟県	166	8							8	53	2						55
富山県	69	5							5	16							16
石川県	73									12							12
福井県	88	6							6	15							15
山梨県	63	3							3	22						2	20
長野県	138	7							7	29						1	28
岐阜県	202	2							2	32						1	31
静岡県	254	28							28	45	1					3	43
愛知県	192	45						2	43	50						1	49
三重県	168	17							17	35						1	34
滋賀県	98	5	1						6	21							21
京都府	66	6							6	13							13
大阪府	94	36	1					2	35	39	1						40
兵庫県	211	19							19	35							35
奈良県	165	6							6	24						1	23
和歌山県	73									12							12
鳥取県	65	5							5	6							6
島根県	65	5						3	2	10							10
岡山県	98	4							4	15							15
広島県	115	9							9	21						1	20
山口県	112	13						3	10	24	2					1	25
徳島県	135	2						1	1	23	2						25
香川県	116	7							7	8							8
愛媛県	165	6	5	2					13	20						1	19
高知県	119									14						3	11
福岡県	210	15			2			1	12	30						1	29
佐賀県	86	4							4	13							13
長崎県	88	8							8	15							15
熊本県	105	2							2	25							25
大分県	50	3							3	13							13
宮崎県	59	9							9	8							8
鹿児島県	137									24							24
沖縄県	68	8							8	18							18

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（７b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉																
		4t/h以上								2t/h以上～4t/h未満							
	事業場数 注1)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)	２２年度末施設数 (a)	新設 (b) 注2)	既設 (c) 注3)	規模変更前 (d1)	規模変更後 (d2)	規模未満変更 (e)	廃止 (f)	２３年度末施設数 (a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	11	11						2	9	8							8
仙台市	22	10	3						13	5	2						7
さいたま市	18	11	2						13	3							3
千葉市	36	13							13	3							3
横浜市	58	27							27	4							4
川崎市	28	24							24	6							6
相模原市	14	7							7	1							1
新潟市	46	12							12	10							10
静岡市	42	6							6	3							3
浜松市	38	8							8	11							11
名古屋市	37	19							19	1							1
京都市	43	21							21	1							1
大阪市	29	26							26	7							7
堺市	28	15							15	2							2
神戸市	23	15							15	3							3
岡山市	38	8							8	1							1
広島市	41	9							9	4							4
北九州市	30	19						2	17	3							3
福岡市	14	9							9	4							4
函館市	6	3							3								
旭川市	10	2							2	2							2
青森市	24	6	2						8	6						4	2
盛岡市	20	3							3	3							3
秋田市	13	4						1	3	3							3
郡山市	17	4							4	2							2
いわき市	19	15			1			1	13	5				1			6
宇都宮市	15	7							7	4							4
前橋市	25	3							3	4							4
高崎市	23	3							3	2							2
川越市	9	2							2	3							3
船橋市	11	8							8	2							2
柏市	12	5							5	3							3
横須賀市	8	5							5	3							3
富山市	33	2	1						3								
金沢市	24	7						2	5	4							4
長野市	16	3							3	1							1
岐阜市	16	5							5	6							6
豊橋市	11	3							3	4							4
岡崎市	17	7							7								
豊田市	14	4							4	3							3
大津市	13									7							7
高槻市	7	5							5	2							2
東大阪市	6	8							8	3	1						4
姫路市	26	11							11	10						1	9
尼崎市	12	7							7	3							3
西宮市	5	7							7	1							1
奈良市	21	4							4								
和歌山市	32	6							6	4							4
倉敷市	32	11							11	12							12
福山市	48	4							4	6							6
下関市	12	2							2	1							1
高松市	17	5							5								
松山市	26	8							8	3							3
高知市	24	3							3	1							1
久留米市	14	3							3								
長崎市	16	4							4								
熊本市	17	4							4	1							1
大分市	38	9							9	2							2
宮崎市	15	3							3	1							1
鹿児島市	27	4							4	2							2
合　計	7419	1106	30	2	3	0	0	28	1107	1450	20	0	2	3	0	32	1439

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（８a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満								100kg/h以上～200kg/h未満							
	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	114	4					3	115	76	4						80
青森県	32						1	31	52	4					3	53
岩手県	28						4	24	69	1					1	69
宮城県	31						2	29	51	2					2	51
秋田県	47							47	21							21
山形県	28						2	26	61						2	59
福島県	51	2					2	51	17							17
茨城県	75						6	69	202	2					7	197
栃木県	48						4	44	80						10	70
群馬県	42						2	40	30						1	29
埼玉県	90						5	85	31							31
千葉県	76						9	67	140	2					4	138
東京都	46							46	52	1					1	52
神奈川県	31						1	30	36						4	32
新潟県	60						1	59	67	2					4	65
富山県	20						2	18	37	1					2	36
石川県	25							25	44						1	43
福井県	31						2	29	47	1					4	44
山梨県	25						1	24	27						1	26
長野県	70						4	66	58						6	52
岐阜県	71	2	1				6	68	88						3	85
静岡県	87						6	81	105						5	100
愛知県	94						4	90	58	2					6	54
三重県	61						2	59	87	1					8	80
滋賀県	39	1					2	38	41						4	37
京都府	29							29	35						1	34
大阪府	44						1	43	22						1	21
兵庫県	72	2					3	71	112	1					3	110
奈良県	40							40	106	1					1	106
和歌山県	34							34	35						3	32
鳥取県	36						1	35	41							41
島根県	29						3	26	30						2	28
岡山県	46							46	57						3	54
広島県	55						5	50	57						5	52
山口県	49	1					5	45	50	3					3	50
徳島県	51	1					1	51	82						5	77
香川県	28							28	64						2	62
愛媛県	53		1				1	53	76	1					4	73
高知県	30						2	28	64	2						66
福岡県	53				2		4	51	90						2	88
佐賀県	45						1	44	43						3	40
長崎県	60						1	59	33						1	32
熊本県	43						6	37	41	1					2	40
大分県	19							19	18						1	17
宮崎県	20	1					3	18	34						2	32
鹿児島県	48							48	74	1					3	72
沖縄県	32							32	28							28

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（８b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉															
	200kg/h以上～2t/h未満								100kg/h以上～200kg/h未満							
	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	1							1	4							4
仙台市	3							3	8							8
さいたま市	5							5	2							2
千葉市	5							5	17							17
横浜市	6	1						7	11	1					1	11
川崎市	16							16	1							1
相模原市	9							9	3							3
新潟市	17						1	16	21						2	19
静岡市	9						1	8	24						2	22
浜松市	21							21	18							18
名古屋市	3							3	17						1	16
京都市	10							10	15							15
大阪市	9							9	4							4
堺市	5	1					1	5	14						2	12
神戸市	3						1	2	12							12
岡山市	30						1	29	16						1	15
広島市	31						2	29	12							12
北九州市	19			1			1	17	11				1			12
福岡市	5							5	5							5
函館市	3							3	3							3
旭川市	1							1	4							4
青森市	3						1	2	14						1	13
盛岡市	6						1	5	10							10
秋田市	6							6	3							3
郡山市	1							1	7						1	6
いわき市	6							6	3						1	2
宇都宮市	5							5	5							5
前橋市	3	1						4	17						2	15
高崎市	5							5	7							7
川越市	2							2	3						1	2
船橋市	1							1	3							3
柏市	2							2	6						1	5
横須賀市	1							1	2							2
富山市	10							10	16						1	15
金沢市	6							6	8							8
長野市	11						1	10	7						1	6
岐阜市	5						1	4	6							6
豊橋市	4							4	4							4
岡崎市	6						1	5	7						1	6
豊田市	3	1					1	3	4							4
大津市	3							3	5							5
高槻市	2							2	5							5
東大阪市	2						2		2							2
姫路市	6							6	13						3	10
尼崎市	4						1	3	2							2
西宮市	1							1								
奈良市	4							4	12							12
和歌山市	10							10	14						4	10
倉敷市	19							19	5							5
福山市	14							14	31						1	30
下関市	8							8	4							4
高松市	8							8	9							9
松山市	12							12	14						1	13
高知市	3							3	18							18
久留米市	4							4	7						2	5
長崎市	3							3	7						1	6
熊本市	5	1						6	9							9
大分市	15							15	8						1	7
宮崎市	2						1	1	8							8
鹿児島市	13							13	11							11
合　計	2673	19	2	1	2	0	126	2569	3307	34	0	0	1	0	158	3184

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（９a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満								50kg/h未満（0.5㎡以上）							
	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	19							19	11							11
青森県	9						1	8	8							8
岩手県	14						3	11	1	1						2
宮城県	12						2	10	5							5
秋田県	1							1	5							5
山形県	6						1	5	7						1	6
福島県	15						1	14	9							9
茨城県	33						3	30	10						1	9
栃木県	25						1	24	10						2	8
群馬県	16						1	15	2							2
埼玉県	83						9	74	13							13
千葉県	31						2	29	15	2					1	16
東京都	52	2					1	53	23						3	20
神奈川県	17						2	15	4							4
新潟県	25						2	23	19							19
富山県	9						1	8	2	1						3
石川県	6							6	1							1
福井県	11						2	9	7						1	6
山梨県	8							8	6							6
長野県	14						2	12	6						1	5
岐阜県	50		1				4	47	11						2	9
静岡県	37	1					3	35	22							22
愛知県	27						3	24	8						1	7
三重県	23							23	9							9
滋賀県	14						2	12	10						1	9
京都府	6							6								
大阪府	8							8	7						1	6
兵庫県	31							31	9						1	8
奈良県	16							16	3							3
和歌山県	8							8	5							5
鳥取県	7						1	6	1	1						2
島根県	4							4	8							8
岡山県	5						1	4	6							6
広島県	16							16	15	1					3	13
山口県	22						1	21	9							9
徳島県	10							10	4						2	2
香川県	16						1	15	7						1	6
愛媛県	29	1					3	27	16						1	15
高知県	15							15	4							4
福岡県	34						2	32	13							13
佐賀県	8							8	4	1					1	4
長崎県	3	1						4	4							4
熊本県	7							7	9						1	8
大分県	8							8	3							3
宮崎県	2							2								
鹿児島県	13							13	7							7
沖縄県	10							10	6						1	5

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（９b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉															
	50kg/h以上～100kg/h未満								50kg/h未満（0.5㎡以上）							
	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	3						1	2	2							2
仙台市	1							1								
さいたま市	6						2	4	3							3
千葉市	9	1					1	9	3							3
横浜市	29						2	27	5							5
川崎市	4							4	3							3
相模原市	2							2								
新潟市	9							9	2							2
静岡市	11							11	4							4
浜松市	3						2	1	1							1
名古屋市	9						1	8	7						1	6
京都市	15						1	14	2							2
大阪市	7							7								
堺市	6							6	2						1	1
神戸市	3							3	1							1
岡山市	2							2	2							2
広島市	1							1	2							2
北九州市	1						1		3							3
福岡市																
函館市																
旭川市									3							3
青森市	3							3	4							4
盛岡市	2							2	5						2	3
秋田市									1							1
郡山市	4							4								
いわき市	2							2								
宇都宮市	2						1	1	1							1
前橋市	3	1					1	3								
高崎市	7							7	3							3
川越市	2							2	1						1	
船橋市	3							3								
柏市	2							2								
横須賀市	1							1	5							5
富山市	8						1	7	2							2
金沢市	7						1	6	1							1
長野市																
岐阜市	2							2	1							1
豊橋市	1							1								
岡崎市	6							6								
豊田市	3						1	2								
大津市																
高槻市																
東大阪市	2							2								
姫路市	5							5	1							1
尼崎市	3							3								
西宮市									2							2
奈良市	6						2	4	2							2
和歌山市	4							4	7						1	6
倉敷市	2							2	3						1	2
福山市	4						1	3								
下関市									1							1
高松市	2							2								
松山市	1							1								
高知市	2							2								
久留米市	6							6								
長崎市	4							4								
熊本市	2						2		1							1
大分市	2						1	1	4							4
宮崎市	1							1	1							1
鹿児島市	3							3	1							1
合　計	1063	7	1	0	0	0	77	994	456	7	0	0	0	0	33	430

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（１０a）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉 小計								合計								
	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	事業場数注1)	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
北海道	265	8					4	269	212	284	8					4	288
青森県	134	4					6	132	105	137	4					6	135
岩手県	135	2					9	128	121	135	2					9	128
宮城県	133	19					7	145	118	136	19					7	148
秋田県	90							90	60	90							90
山形県	121						6	115	107	123						6	117
福島県	127	2					3	126	98	157	2					3	156
茨城県	416	2					17	401	344	459	2					19	442
栃木県	206						21	185	162	272						24	248
群馬県	128						4	124	100	139						4	135
埼玉県	340						16	324	243	393						17	376
千葉県	385	5					17	373	270	396	5					17	384
東京都	328	9					12	325	203	331	9					12	328
神奈川県	150			2	2		7	143	91	151			2	2		7	144
新潟県	232	4					7	229	171	248	5					7	246
富山県	89	2					5	86	84	128	2					6	124
石川県	88						1	87	74	89						1	88
福井県	117	1					9	109	91	136	1					11	126
山梨県	91						4	87	65	95						4	91
長野県	184						14	170	142	199						14	185
岐阜県	254	2	2				16	242	205	257	2	2				16	245
静岡県	324	2					17	309	270	394	3					19	378
愛知県	282	2					17	267	239	426	10					22	414
三重県	232	1					11	222	176	267	1					13	255
滋賀県	130	2					9	123	102	148	2					11	139
京都府	89						1	88	68	93						1	92
大阪府	156	2					5	153	101	175	2					5	172
兵庫県	278	3					7	274	218	290	3					7	286
奈良県	195	1					2	194	165	195	1					2	194
和歌山県	94						3	91	73	94						3	91
鳥取県	96	1					2	95	65	96	1					2	95
島根県	86						8	78	67	90						8	82
岡山県	133						4	129	99	136						4	132
広島県	173	1					14	160	117	178	1					14	165
山口県	167	6					13	160	118	184	7					15	176
徳島県	172	3					9	166	135	172	3					9	166
香川県	130						4	126	118	132						4	128
愛媛県	200	7	3				10	200	166	203	7	3				10	203
高知県	127	2					5	124	119	127	2					5	124
福岡県	235			2	2		10	225	216	260			2	2		10	250
佐賀県	117	1					5	113	90	122	1					5	118
長崎県	123	1					2	122	89	124	1					2	123
熊本県	127	1					9	119	116	155	1					10	146
大分県	64						1	63	51	65	1					1	65
宮崎県	73	1					5	69	60	74	1					5	70
鹿児島県	166	1					3	164	139	168	1					3	166
沖縄県	102						1	101	69	103						1	102

注1）事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。
注2）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。
注3）平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－６（１０b）　　大気基準適用施設の届出等の状況

（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉 小計								合計								
	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)	事業場数注1)	２２年度末施設数(a)	新設(b)注2)	既設(c)注3)	規模変更前(d1)	規模変更後(d2)	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-d1+d2-e-f)
札幌市	29						3	26	12	30						3	27
仙台市	27	5						32	23	30	5					2	33
さいたま市	30	2					2	30	18	30	2					2	30
千葉市	50	1					1	50	38	52	1					1	52
横浜市	82	2					3	81	59	86	2					3	85
川崎市	54							54	30	59							59
相模原市	22							22	14	22							22
新潟市	71						3	68	46	71						3	68
静岡市	57						3	54	46	77						3	74
浜松市	62						2	60	39	64						3	61
名古屋市	56						3	53	41	75						3	72
京都市	64						1	63	44	73						1	72
大阪市	53							53	36	65							65
堺市	44	1					4	41	34	56	1					4	53
神戸市	37						1	36	23	37						1	36
岡山市	59						2	57	38	59						2	57
広島市	59						2	57	42	61	1					2	60
北九州市	56			1	1		4	52	41	68	1		1	1		4	65
福岡市	23							23	14	23							23
函館市	9							9	6	9							9
旭川市	12							12	10	12							12
青森市	36	2					6	32	24	36	2					6	32
盛岡市	29						3	26	20	29						3	26
秋田市	17						1	16	14	18						1	17
郡山市	18						1	17	17	18						1	17
いわき市	31			1	1		2	29	21	36			1	1		2	34
宇都宮市	24						1	23	16	25						1	24
前橋市	30	2					3	29	27	33	2					3	32
高崎市	27							27	23	27							27
川越市	13						2	11	10	14						2	12
船橋市	17							17	12	18							18
柏市	18						1	17	12	18						1	17
横須賀市	17							17	8	17							17
富山市	38	1					2	37	37	47	1					2	46
金沢市	33						3	30	24	33						3	30
長野市	22						2	20	16	22						2	20
岐阜市	25						1	24	17	27						1	26
豊橋市	16							16	14	22							22
岡崎市	26						2	24	18	28						2	26
豊田市	17	1					2	16	21	51	1					4	48
大津市	15							15	13	15							15
高槻市	14							14	7	14							14
東大阪市	17	1					2	16	6	17	1					2	16
姫路市	46						4	42	34	78						4	74
尼崎市	19						1	18	12	19						1	18
西宮市	11							11	5	11							11
奈良市	28						2	26	22	29						2	27
和歌山市	45						5	40	36	51						5	46
倉敷市	52						1	51	37	70						1	69
福山市	59						2	57	49	64						3	61
下関市	16							16	14	28							28
高松市	24							24	18	26						1	25
松山市	38						1	37	26	39						2	37
高知市	27							27	24	27							27
久留米市	20						2	18	15	23						2	21
長崎市	18						1	17	16	18						1	17
熊本市	22	1					2	21	17	22	1					2	21
大分市	40						2	38	42	44						2	42
宮崎市	16						1	15	15	16						1	15
鹿児島市	34							34	28	35							35
合　計	10055	117	5	6	6	0	454	9723	7753	11050	131	5	6	6	0	485	10701

注1) 事業場数については、1つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、最もその事業場を代表する特定施設の欄に計上した。

注2) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第12条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

注3) 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、法第13条第1項に基づく届出がなされたものを計上した。

表Ｉ－７（１a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設								ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設							
	事業場数[注2]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3]	既設(c)[注4]	瀬法から法への移行(d1)[注5]	法から瀬法への移行(d2)[注5]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注2]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3]	既設(c)[注4]	瀬法から法への移行(d1)[注5]	法から瀬法への移行(d2)[注5]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
北海道	6	16					1	15	2	2						2
青森県	1	7						7	1	1						1
岩手県		1						1								
宮城県	2	6						6	1	1						1
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	1						1
栃木県									1	1						1
群馬県									1	1						1
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県									1	1						1
新潟県									1	6						6
富山県	1	2						2	1	1						1
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県	1	1						1								
静岡県	1	8						8								
愛知県	1	2						2	3	3						3
三重県	1	1						1								
滋賀県																
京都府									1	1						1
大阪府																
兵庫県	1	1						1	1	1						1
奈良県																
和歌山県																
鳥取県	1	4						4								
島根県	1	1						1								
岡山県									1	1						1
広島県	2	4					1	3	2	2						2
山口県	1	2						2	1	3						3
徳島県	1	2						2								
香川県									2	2						2
愛媛県	2	7	1					8								
高知県																
福岡県									1	1						1
佐賀県																
長崎県									1	1						1
熊本県	1	1						1								
大分県																
宮崎県	1	2						2								
鹿児島県	1	1						1								
沖縄県									1	1						1

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（1b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注1)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	硫酸塩ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）又は亜硫酸ﾊﾟﾙﾌﾟ（ｻﾙﾌｧｲﾄﾊﾟﾙﾌﾟ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設								ｶｰﾊﾞｲﾄﾞ法ｱｾﾁﾚﾝの製造の用に供するｱｾﾁﾚﾝ洗浄施設							
	事業場数[注2)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注2)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1	1						1
横浜市									1	3						3
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	3						3	1	1						1
静岡市									1	4						4
浜松市									2	5						5
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市									2	2						2
神戸市																
岡山市																
広島市									1	1						1
北九州市									2	2						2
福岡市																
函館市																
旭川市	1	3						3								
青森市																
盛岡市																
秋田市	1	1						1								
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	1						1
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市									1	1						1
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市									1	1						1
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	29	76	1	0	0	0	2	75	40	55	0	0	0	0	0	55

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（２a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設								ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設							
	事業場数[注２]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3]	既設(c)[注4]	瀬法から法への移行(d1)[注5]	法から瀬法への移行(d2)[注5]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3]	既設(c)[注4]	瀬法から法への移行(d1)[注5]	法から瀬法への移行(d2)[注5]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県									1	3						3
東京都																
神奈川県																
新潟県									1	13						13
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県									1	2						2
岐阜県																
静岡県									1	2						2
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県									1	2	1					3
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（２b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	硫酸ｶﾘｳﾑの製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設								ｱﾙﾐﾅ繊維の製造の用に供する廃ｶﾞｽ洗浄施設							
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	5	22	1	0	0	0	0	23

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（３a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するｶﾞｽを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設								塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設							
	事業場数[注２]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3]	既設(c)[注4]	瀬法から法への移行(d1)[注5]	法から瀬法への移行(d2)[注5]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3]	既設(c)[注4]	瀬法から法への移行(d1)[注5]	法から瀬法への移行(d2)[注5]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県									1	9						9
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県	1	2						2								
東京都																
神奈川県	1	2						2								
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県									1	6						6
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県									1	4						4
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県									2	9						9
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（3b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注1)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するｶﾞｽを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設								塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰの製造の用に供する二塩化ｴﾁﾚﾝ洗浄施設							
	事業場数[注2)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注2)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市	1	2						2								
静岡市																
浜松市																
名古屋市	1	1						1								
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市									1	4						4
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	4	7	0	0	0	0	0	7	6	32	0	0	0	0	0	32

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（４a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設								ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県																
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県	1	5						5								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（４b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	ｶﾌﾟﾛﾗｸﾀﾑの製造の用に供する硫酸濃縮施設、ｼｸﾛﾍｷｻﾝ分離施設、廃ガス洗浄施設								ｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設							
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市									1	2						2
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	1	5	0	0	0	0	0	5	1	2	0	0	0	0	0	2

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（５a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設								2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	3						3
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県																
千葉県																
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県	1	3						3								
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県																
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（５b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	4-ｸﾛﾛﾌﾀﾙ酸水素ﾅﾄﾘｳﾑの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設								2,3-ｼﾞｸﾛﾛ-1,4-ﾅﾌﾄｷﾉﾝの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	1	3	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0	0	0	0	3

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（６a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設								ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									2	2						2
茨城県									2	4						4
栃木県									1	4					1	3
群馬県																
埼玉県									1	1						1
千葉県									1	1						1
東京都																
神奈川県																
新潟県																
富山県									4	10					5	5
石川県																
福井県									2	5						5
山梨県																
長野県																
岐阜県									1	1						1
静岡県									5	18						18
愛知県									2	3						3
三重県									1	2						2
滋賀県									3	4						4
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	7						7		1						1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（６b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄの製造の用に供するﾆﾄﾛ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ﾆﾄﾛ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ｼﾞｵｷｻｼﾞﾝﾊﾞｲｵﾚｯﾄ洗浄施設及び熱風乾燥施設								ｱﾙﾐﾆｳﾑ又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設							
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市										2					2	
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市									1	3						3
浜松市																
名古屋市									1	8						8
京都市									1	6						6
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市									1	1						1
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市									1	1						1
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市									1	2						2
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市									1	1						1
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	1	7	0	0	0	0	0	7	32	80	0	0	0	0	8	72

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（７a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
北海道																
青森県	1	8						8								
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県	1	4						4								
茨城県																
栃木県																
群馬県																
埼玉県									4	50	2				3	49
千葉県																
東京都																
神奈川県									1	9						9
新潟県																
富山県	1	1						1								
石川県																
福井県																
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県									2	192	3				3	192
愛知県	1	1						1								
三重県																
滋賀県																
京都府																
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県																
香川県																
愛媛県	1	1						1								
高知県																
福岡県	1	7						7								
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県																

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（７b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	亜鉛の回収の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうちろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設							
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市																
横浜市																
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市	1	6						6								
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市	1	16						16								
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市																
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	8	44	0	0	0	0	0	44	7	251	5	0	0	0	6	250

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（８a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設									灰の貯留施設								
	事業場数[注２]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3]	既設(c)[注4]	瀬法から法への移行(d1)[注5]	法から瀬法への移行(d2)[注5]	規模未満変更(e)[注6]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3]	既設(c)[注4]	瀬法から法への移行(d1)[注5]	法から瀬法への移行(d2)[注5]	規模未満変更(e)[注6]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
北海道	21	45	4						49	8	13							13
青森県	18	52							52	1	1							1
岩手県	4	4							4									
宮城県	1	6						1	5									
秋田県	2	3							3	5	7							7
山形県	8	14						6	8	9	8	1						9
福島県	8	25						2	23	19	27							27
茨城県	36	71						2	69	13	18						1	17
栃木県	2	4						1	3	5	6							6
群馬県	2	3							3	6	6							6
埼玉県	60	143						7	136	21	41	2					1	42
千葉県	34	88						4	84	15	37							37
東京都	35	138	8	2				6	142	18	94	1	1				1	95
神奈川県	15	57							57	7	17	2						19
新潟県	18	23							23	16	21							21
富山県	7	25							25	2	5							5
石川県	4	5							5	5	6							6
福井県	10	27						1	26	5	8							8
山梨県	3	8						3	5	4	4							4
長野県	27	77						5	72		24							24
岐阜県	28	39						4	35									
静岡県	40	63						5	58	3	12						1	11
愛知県	30	53						3	50	17	22						1	21
三重県	17	34						2	32	7	9							9
滋賀県	3	9	1						10	1	2							2
京都府	5	8							8	7	11							11
大阪府	35	102							102	2	29							29
兵庫県	21	45			2			1	44	28	30	1		1				31
奈良県	16	26						3	23	6	10						1	9
和歌山県	3	4						1	3	13	16							16
鳥取県	6	12							12	10	21							21
島根県	15	25						5	20	3	3							3
岡山県	12	17							17	6	12							12
広島県	9	17						2	15	4	5							5
山口県	22	50						1	49	1	2	1						3
徳島県	16	37						6	31	6	8							8
香川県	11	16							16	7	13							13
愛媛県	7	16						2	14	2	2							2
高知県	7	9							9									
福岡県	24	47						2	45	9	16							16
佐賀県	7	13						2	11	5	5							5
長崎県	9	15							15	6	8							8
熊本県	4	6							6	2	3							3
大分県																		
宮崎県	1	1							1	1	1							1
鹿児島県																		
沖縄県	17	26							26	6	6							6

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（８b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注1)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの																	
	廃ガス洗浄施設、 湿式集じん施設									灰の貯留施設								
	事業場数[注2)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)[注6)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注2)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)[注6)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市	1	9							9	3	8						1	7
仙台市	4	16	5						21	7	4	5						9
さいたま市	2	5							5	5	6	1						7
千葉市	5	18							18	2	11							11
横浜市	4	16							16	4	22							22
川崎市	13	34							34	5	5							5
相模原市	10	24							24		7							7
新潟市	6	9							9	2	5							5
静岡市	5	7							7	2	2							2
浜松市	4	12							12		1							1
名古屋市	5	24							24	1	4							4
京都市	8	17							17		6							6
大阪市	12	33							33		13							13
堺市	2	4						2	2	6	9							9
神戸市	4	12						1	11	2	5							5
岡山市	10	11							11	2	4							4
広島市	16	37						2	35	1	9							9
北九州市	8	31						2	29	7	59							59
福岡市	4	17							17	1	5							5
函館市																		
旭川市																		
青森市	3	3							3	2	3	1					2	2
盛岡市	1	2							2	1	1							1
秋田市	3	9							9	1	2						1	1
郡山市										2	2							2
いわき市	7	24							24									
宇都宮市	5	13							13		5							5
前橋市	1	1	1						2	2	7							7
高崎市	1	3							3	2	2							2
川越市	3	5						1	4	2	4							4
船橋市										2	2							2
柏市																		
横須賀市	3	13							13	1	5							5
富山市	4	8							8	1	1							1
金沢市	4	5							5									
長野市	4	10						1	9	1	1							1
岐阜市	4	4							4									
豊橋市		3							3	3	4							4
岡崎市	2	3							3		3						1	2
豊田市	2	4							4	4	5	2					1	6
大津市	1	3							3	1	1							1
高槻市	2	12							12		3						1	2
東大阪市		12	1					3	10									
姫路市	6	19						3	16	2	13							13
尼崎市	6	20						1	19	3	4							4
西宮市										3	3							3
奈良市	1	2							2	1	2							2
和歌山市	3	4							4	2	3							3
倉敷市	12	34							34	3	5							5
福山市	6	12							12	3	5							5
下関市																		
高松市	3	3							3	1	2							2
松山市	2	4							4									
高知市	2	2							2	1	2							2
久留米市	2	2							2	1	1							1
長崎市	4	6							6		2							2
熊本市		2							2	2	2							2
大分市	4	17							17		2							2
宮崎市		2							2	1	1							1
鹿児島市										2	3							3
合　計	904	2110	20	2	2	0	0	93	2039	411	875	17	1	1	0	0	13	880

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（９a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小　計																
	事業場数[注２]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3]	既設(c)[注4]	瀬法から法への移行(d1)[注5]	法から瀬法への移行(d2)[注5]	規模未満変更(e)[注6]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3]	既設(c)[注4]	瀬法から法への移行(d1)[注5]	法から瀬法への移行(d2)[注5]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
北海道	29	58	4						62	1	3	2					5
青森県	19	53							53								
岩手県	4	4							4								
宮城県	1	6						1	5								
秋田県	7	10							10								
山形県	17	22	1					6	17	1	26						26
福島県	27	52						2	50								
茨城県	49	89						3	86								
栃木県	7	10						1	9								
群馬県	8	9							9								
埼玉県	81	184	2					8	178								
千葉県	49	125						4	121								
東京都	53	232	9	3				7	237	1	3						3
神奈川県	22	74	2						76								
新潟県	34	44							44		1					1	
富山県	9	30							30								
石川県	9	11							11								
福井県	15	35						1	34								
山梨県	7	12						3	9								
長野県	27	101						5	96								
岐阜県	28	39						4	35								
静岡県	43	75						6	69								
愛知県	47	75						4	71	1	1						1
三重県	24	43						2	41								
滋賀県	4	11	1						12								
京都府	12	19							19								
大阪府	37	131							131								
兵庫県	49	75	1		3			1	75								
奈良県	22	36						4	32								
和歌山県	16	20						1	19								
鳥取県	16	33							33								
島根県	18	28						5	23								
岡山県	18	29							29								
広島県	13	22						2	20	1	1						1
山口県	23	52	1					1	52								
徳島県	22	45						6	39								
香川県	18	29							29								
愛媛県	9	18						2	16								
高知県	7	9							9								
福岡県	33	63						2	61								
佐賀県	12	18						2	16								
長崎県	15	23							23								
熊本県	6	9							9								
大分県																	
宮崎県	2	2							2								
鹿児島県																	
沖縄県	23	32							32								

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（９b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									廃PCB等又はPCB処理物の分解施設及びPCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設							
	小　計																
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)[注6)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市	4	17						1	16								
仙台市	11	20	10						30								
さいたま市	7	11	1						12								
千葉市	7	29							29	1	1						1
横浜市	8	38							38	2	1	1					2
川崎市	18	39							39	1	26						26
相模原市	10	31							31								
新潟市	8	14							14								
静岡市	7	9							9								
浜松市	4	13							13								
名古屋市	6	28							28	1	1						1
京都市	8	23							23								
大阪市	12	46							46	2	5						5
堺市	8	13						2	11								
神戸市	6	17						1	16								
岡山市	12	15							15								
広島市	17	46						2	44	1	1						1
北九州市	15	90						2	88	1	14						14
福岡市	5	22							22								
函館市																	
旭川市																	
青森市	5	6	1					2	5								
盛岡市	2	3							3								
秋田市	4	11						1	10								
郡山市	2	2							2								
いわき市	7	24							24								
宇都宮市	5	18							18								
前橋市	3	8	1						9								
高崎市	3	5							5								
川越市	5	9						1	8								
船橋市	2	2							2								
柏市																	
横須賀市	4	18							18								
富山市	5	9							9	2	2						2
金沢市	4	5							5								
長野市	5	11						1	10								
岐阜市	4	4							4								
豊橋市	3	7							7								
岡崎市	2	6						1	5								
豊田市	6	9	2					1	10	1	40						40
大津市	2	4							4								
高槻市	2	15						1	14								
東大阪市		12	1					3	10								
姫路市	8	32						3	29								
尼崎市	9	24						1	23								
西宮市	3	3							3								
奈良市	2	4							4								
和歌山市	5	7							7								
倉敷市	15	39							39								
福山市	9	17							17								
下関市																	
高松市	4	5							5								
松山市	2	4							4								
高知市	3	4							4								
久留米市	3	3							3								
長崎市	4	8							8								
熊本市	2	4							4								
大分市	4	19							19								
宮崎市	1	3							3								
鹿児島市	2	3							3								
合　計	1315	2985	37	3	3	0	0	106	2919	17	126	3	0	0	0	1	128

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（１０a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								下水道終末処理施設					
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
北海道									5	5				5
青森県									1	1				1
岩手県									1	1				1
宮城県	1	1						1	1	1				1
秋田県														
山形県														
福島県														
茨城県	3	5						5	4	4				4
栃木県	1	1						1	3	3				3
群馬県	2	3						3	2	2				2
埼玉県	3	6						6	10	10				10
千葉県	1	1						1	3	3				3
東京都									21	21				21
神奈川県	1	2						2	13	15				15
新潟県														
富山県	1	2	1				2	1	2	3				3
石川県														
福井県									1	1				1
山梨県									1	1				1
長野県	1	1						1	3	3				3
岐阜県	2	3						3	2	2				2
静岡県	2	3						3	2	2				2
愛知県	3	4						4	7	7				7
三重県									2	2				2
滋賀県	1	1						1	2	2				2
京都府									2	2				2
大阪府	1	2						2	14	14				14
兵庫県									5	5				5
奈良県									1	2			1	1
和歌山県														
鳥取県									4	4				4
島根県									1	1				1
岡山県									1	1				1
広島県	1	2						2						
山口県									1	2				2
徳島県														
香川県	1	3						3						
愛媛県														
高知県														
福岡県														
佐賀県	1	2						2		1			1	
長崎県									2	2				2
熊本県														
大分県														
宮崎県									1	1				1
鹿児島県														
沖縄県	1	2						2						

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（１０b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	ﾌﾛﾝ類の破壊の用に供する施設のうちﾌﾟﾗｽﾞﾏ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設								下水道終末処理施設					
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市									4	5			1	4
仙台市									2	2				2
さいたま市														
千葉市									2	4				4
横浜市									6	22				22
川崎市									2	5				5
相模原市	1	2						2						
新潟市	1	1						1	1	1				1
静岡市	1	2						2	3	4				4
浜松市									2	2				2
名古屋市									6	7				7
京都市									4	4				4
大阪市									8	9			1	8
堺市	1	1						1	2	2				2
神戸市									4	4				4
岡山市									1	1				1
広島市									5	7				7
北九州市	1	2						2	3	4				4
福岡市									3	3				3
函館市									1	1				1
旭川市									1	1				1
青森市														
盛岡市														
秋田市									2	2				2
郡山市									1	1				1
いわき市									1	1				1
宇都宮市														
前橋市									1	3				3
高崎市									1	1				1
川越市														
船橋市														
柏市														
横須賀市									2	2				2
富山市	1	1						1	2	2				2
金沢市	1	1						1	3	3	1			4
長野市									3	3				3
岐阜市									2	2				2
豊橋市									1	1				1
岡崎市														
豊田市														
大津市									1	1				1
高槻市									1	4				4
東大阪市									2	2				2
姫路市	1	2						2	2	2				2
尼崎市									2	2				2
西宮市									2	2				2
奈良市														
和歌山市									2	2				2
倉敷市									1	1				1
福山市									1	1				1
下関市	1	1						1						
高松市									2	2				2
松山市														
高知市	1	2						2	1	1				1
久留米市														
長崎市									1	1				1
熊本市									2	2				2
大分市														
宮崎市									2	1	1			2
鹿児島市	1	3						3	1	1				1
合　計	38	62	1	0	0	0	2	61	220	258	2	0	4	256

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（１１a）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－都道府県別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設								合　計								
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
北海道									43	84	6					1	89
青森県									23	70							70
岩手県	1	1						1	6	7							7
宮城県		2						2	6	17						1	16
秋田県		1						1	7	11							11
山形県									18	48	1					6	43
福島県		1						1	31	62						2	60
茨城県									60	112						3	109
栃木県	1	1						1	14	20						2	18
群馬県									13	15							15
埼玉県									100	252	4					11	245
千葉県	3	4						4	60	140						4	136
東京都									75	256	9	3				7	261
神奈川県									39	103	2						105
新潟県	4	9						9	40	73						1	72
富山県									19	49	1					7	43
石川県									9	11							11
福井県									18	41						1	40
山梨県									8	13						3	10
長野県		2						2	32	109						5	104
岐阜県									34	46						4	42
静岡県		1						1	57	304	3					9	298
愛知県	2	2						2	68	103						4	99
三重県	1	2						2	30	56						2	54
滋賀県									10	18	1						19
京都府									15	22							22
大阪府									52	147							147
兵庫県									57	86	1		3			1	86
奈良県									23	38						5	33
和歌山県									16	20						1	19
鳥取県									21	41							41
島根県		1						1	20	31						5	26
岡山県									20	31							31
広島県	1	2						2	20	33						3	30
山口県	1	1						1	29	69	1					1	69
徳島県									23	47						6	41
香川県	1	1						1	23	37	1						38
愛媛県	2	5						5	15	39	1					2	38
高知県									7	9							9
福岡県	1	1						1	36	72						2	70
佐賀県									13	21						3	18
長崎県									18	26							26
熊本県									7	10							10
大分県																	
宮崎県	1		1					1	5	5	1						6
鹿児島県									1	1							1
沖縄県	1	1						1	26	36							36

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。

注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。

注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。

注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。

注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。

注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－７（１１b）　　水質基準対象施設の届出等の状況[注１)]

（施設種類別・総括－政令市別）

	水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設								合　計								
	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)	事業場数[注２)]	２２年度末施設数(a)	新設(b)[注3)]	既設(c)[注4)]	瀬法から法への移行(d1)[注5)]	法から瀬法への移行(d2)[注5)]	規模未満変更(e)	廃止(f)	２３年度末施設数(a+b+c-f)
札幌市									8	22						2	20
仙台市									13	22	10						32
さいたま市									7	11	1						12
千葉市	1	1						1	12	36							36
横浜市	2	2						2	19	68	1					2	67
川崎市									21	70							70
相模原市	1	2	1				1	2	12	35	1					1	35
新潟市		1						1	13	23							23
静岡市									13	22							22
浜松市									8	20							20
名古屋市									15	45							45
京都市									13	33							33
大阪市									22	60						1	59
堺市									13	18						2	16
神戸市									10	21						1	20
岡山市									13	16							16
広島市									24	55						2	53
北九州市		1						1	22	113						2	111
福岡市									8	25							25
函館市									1	1							1
旭川市									2	4							4
青森市									5	6	1					2	5
盛岡市									2	3							3
秋田市									8	15						1	14
郡山市									3	3							3
いわき市		1						1	10	34							34
宇都宮市	1	1						1	6	19							19
前橋市									4	11	1						12
高崎市									4	6							6
川越市									5	9						1	8
船橋市									2	2							2
柏市																	
横須賀市									6	20							20
富山市	1	1						1	11	15							15
金沢市	1	1						1	9	10	1						11
長野市									8	14						1	13
岐阜市									6	6							6
豊橋市									4	8							8
岡崎市		1					1		2	7						2	5
豊田市									8	50	2					1	51
大津市									3	5							5
高槻市									3	19						1	18
東大阪市									2	14	1					3	12
姫路市	1	1						1	15	56						3	53
尼崎市									11	26						1	25
西宮市		3						3	5	8							8
奈良市									2	4							4
和歌山市									8	10							10
倉敷市		1						1	17	45							45
福山市									10	18							18
下関市									2	2							2
高松市									6	7							7
松山市									2	4							4
高知市									5	7							7
久留米市									3	3							3
長崎市									5	9							9
熊本市									4	6							6
大分市	2	3						3	7	23							23
宮崎市									3	4	1						5
鹿児島市									4	7							7
合　計	30	58	2	0	0	0	2	58	1756	4076	52	3	3	0	0	131	4000

注１）法に基づく届出及び瀬戸内海法に基づく許可等とを総括してとりまとめた。
注２）事業場数については、１つの特定事業場に複数の特定施設を有する場合は、その事業場を最も代表する特定施設の欄に計上した。
注３）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１２条第１項に基づく届出又は瀬戸内海法第５条第１項に基づく許可がなされたものを計上した。
注４）平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に、法第１３条第１項または瀬戸内海法第７条第２項に基づく届出がなされたものを計上した。
注５）「瀬法から法への移行」、「法から瀬法への移行」欄には、事業場からの１日当たりの最大排水量の増減により、法及び瀬戸内海法の間で適用が変わった施設を計上した。
注６）「規模未満変更」とは、廃棄物焼却炉に係る施設において構造等の変更により水質基準対象施設でなくなったもの。

表Ｉ－８（１a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－都道府県別）

	亜鉛回収施設												
		焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計	
	23年度末事業場数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県	1	1	1					1	1			2	2
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を
（　）内に再掲した。

表Ｉ－８（１b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	亜鉛回収施設												
		焙焼炉		焼結炉		溶鉱炉		溶解炉		乾燥炉		小計	
	23年度末事業場数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合　計	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	2(0)	2(0)

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。

表Ｉ－８（２a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－都道府県別）

		廃棄物焼却炉											
		4t/h以上		2t/h以上～4t/h未満		200kg/h以上～2t/h未満		100kg/h以上～200kg/h未満		50kg/h以上～100kg/h未満		50kg/h未満（0.5㎡以上）	
	23年度末事業場数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数
北海道	1							1	1				
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県	1					1	2						
茨城県													
栃木県	1(1)	2(2)	2(2)										
群馬県								1	1				
埼玉県													
千葉県													
東京都	1(1)					1(1)	1(1)						
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県	2					2	2	2	2	1	1		
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府	1(1)					1(1)	1(1)						
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県	1					1	1						
香川県													
愛媛県	2	3	3			1	1						
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県	2					2	2						

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。

表Ｉ－８（２b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉												
		4t/h以上		2t/h以上～4t/h未満		200kg/h以上～2t/h未満		100kg/h以上～200kg/h未満		50kg/h以上～100kg/h未満		50kg/h未満（0.5㎥以上）	
	23年度末事業場数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数	23年度末施設数	22年度末施設数
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市	1					1	1						
横浜市	1(1)					1(1)	1(1)						
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市	1	1	1										
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合　計	15(4)	6(2)	6(2)	0(0)	0(0)	11(3)	12(3)	4(0)	4(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。

表Ｉ－８（３a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉 小計		合　計		
	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 事業場数	23年度末 施設数	22年度末 施設数
北海道	1	1	1	1	1
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県	1	2	1	1	2
茨城県					
栃木県	2(2)	2(2)	1(1)	2(2)	2(2)
群馬県	1	1	1	3	3
埼玉県					
千葉県					
東京都	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県					
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県	5	5	2	5	5
山梨県					
長野県					
岐阜県					
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県					
広島県					
山口県					
徳島県	1	1	1	1	1
香川県					
愛媛県	4	4	2	4	4
高知県					
福岡県					
佐賀県					
長崎県					
熊本県					
大分県					
宮崎県					
鹿児島県					
沖縄県	2	2	2	2	2

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。

表Ｉ－８（３b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち大気基準適用施設に係る状況
（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉 小計		合　計		
	23年度末 施設数	22年度末 施設数	23年度末 事業場数	23年度末 施設数	22年度末 施設数
札幌市					
仙台市					
さいたま市					
千葉市	1	1	1	1	1
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
川崎市					
相模原市					
新潟市					
静岡市					
浜松市					
名古屋市					
京都市					
大阪市					
堺市					
神戸市					
岡山市					
広島市					
北九州市					
福岡市					
函館市					
旭川市					
青森市					
盛岡市					
秋田市					
郡山市					
いわき市					
宇都宮市					
前橋市					
高崎市					
川越市					
船橋市					
柏市					
横須賀市					
富山市					
金沢市					
長野市					
岐阜市					
豊橋市					
岡崎市					
豊田市					
大津市					
高槻市					
東大阪市					
姫路市					
尼崎市					
西宮市					
奈良市					
和歌山市					
倉敷市	1	1	1	1	1
福山市					
下関市					
高松市					
松山市					
高知市					
久留米市					
長崎市					
熊本市					
大分市					
宮崎市					
鹿児島市					
合　計	22(5)	23(5)	16(4)	24(5)	25(5)

注１）法第36条の規定に基づき把握された大気基準適用施設に係る施設及び事業場の数を含む。
法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。

表Ｉ－９（１a）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

（施設種類別－都道府県別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合　計		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
北海道															
青森県															
岩手県															
宮城県															
秋田県										1	1	1	1	1	1
山形県															
福島県	1	1	3				1	1	3				1	1	3
茨城県															
栃木県	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)
群馬県	1	2	2				1	2	2				1	2	2
埼玉県															
千葉県															
東京都	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
神奈川県															
新潟県															
富山県															
石川県															
福井県	2	3	3				2	3	3				2	3	3
山梨県															
長野県															
岐阜県															
静岡県															
愛知県															
三重県															
滋賀県															
京都府															
大阪府															
兵庫県															
奈良県															
和歌山県															
鳥取県															
島根県															
岡山県															
広島県															
山口県															
徳島県															
香川県															
愛媛県															
高知県															
福岡県															
佐賀県															
長崎県															
熊本県															
大分県															
宮崎県															
鹿児島県															
沖縄県															

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。
　　法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。

表Ｉ－９（1b）　　鉱山保安法等関係法令施設のうち水質基準対象施設に係る状況

（施設種類別－政令市別）

	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの									水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設			合　計		
	廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			灰の貯留施設			小計								
	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末	23年度末		22年度末
	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数	事業場数	施設数	施設数
札幌市															
仙台市															
さいたま市															
千葉市															
横浜市	1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)				1(1)	1(1)	1(1)
川崎市															
相模原市															
新潟市															
静岡市															
浜松市															
名古屋市															
京都市															
大阪市															
堺市															
神戸市															
岡山市															
広島市															
北九州市															
福岡市															
函館市															
旭川市															
青森市															
盛岡市															
秋田市															
郡山市															
いわき市															
宇都宮市															
前橋市															
高崎市															
川越市															
船橋市															
柏市															
横須賀市															
富山市															
金沢市															
長野市															
岐阜市															
豊橋市															
岡崎市															
豊田市															
大津市															
高槻市															
東大阪市															
姫路市															
尼崎市															
西宮市															
奈良市															
和歌山市															
倉敷市															
福山市															
下関市															
高松市															
松山市															
高知市															
久留米市															
長崎市															
熊本市															
大分市															
宮崎市															
鹿児島市															
合　計	7(3)	9(3)	11(3)	0(0)	0(0)	0(0)	7(3)	9(3)	11(3)	2(1)	2(1)	2(1)	9(4)	11(4)	13(4)

注１）法第36条の規定に基づき把握された水質基準対象施設に係る施設及び事業場の数を含む。

法に基づく届出がなされた施設を有する事業場と重複する事業場及び当該事業場にある鉱山保安法等関係法令施設の数を（　）内に再掲した。

表Ｉ－１０（１a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・法－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
								焙焼炉			焼結炉		
	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 法施行前設置 (b)注２)	別表第一 法施行後設置 (c)注３)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)
北海道	1	1		3	3								
青森県				1	1						1		1
岩手県													
宮城県				2	2								
秋田県													
山形県													
福島県								2	2				
茨城県	2	2		5	5			2	1	1			
栃木県				2	2								
群馬県				1	1								
埼玉県				5	4	1							
千葉県	3	3											
東京都				3	3								
神奈川県				1	1								
新潟県				3	3								
富山県				1	1								
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県	3	3		14	11		3	1	1				
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府				4	3		1						
兵庫県	1	1		1	1								
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県				4	4								
岡山県													
広島県	2	2											
山口県				13	10		3						
徳島県													
香川県													
愛媛県								2	2				
高知県													
福岡県													
佐賀県				1	1								
長崎県													
熊本県				1	1			1		1			
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県				1	1								

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（1b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
								焙焼炉			焼結炉		
	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 法施行前設置 (b)注２)	別表第一 法施行後設置 (c)注３)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)
札幌市				1	1								
仙台市				1			1						
さいたま市													
千葉市	2	1	1										
横浜市													
川崎市	1	1		4	4								
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市				1	1								
京都市													
大阪市				10	9	1							
堺市				5	5								
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市	3	3		6	2	1	3						
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市								1	1		1	1	
宇都宮市				1		1							
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市				1		1							
柏市													
横須賀市													
富山市				1		1							
金沢市													
長野市													
岐阜市				2	2								
豊橋市				1	1								
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市				5	5			2	1	1	3		3
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市	3	2	1	2	2			1	1				
倉敷市	4	4		6	6								
福山市	4	4											
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市	2	2											
宮崎市													
鹿児島市													
合　計	31	29	2	113	96	6	11	12	9	3	5	1	4

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（２a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・法－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	２３年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１)	別表第一(c)	２３年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１)	別表第一(c)	２３年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１)	別表第一(c)	２３年度末施設数(a+c)	附則別表第二(a)注１)	別表第一(c)
北海道												
青森県	1		1							2		2
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県										2	2	
茨城県										2	1	1
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県										1	1	
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県							1	1		3	3	
高知県												
福岡県	2	2					2	2		4	4	
佐賀県												
長崎県												
熊本県										1		1
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（２b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・法－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市				2	2					4	4	
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市							6		6	11	1	10
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市										1	1	
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合　計	3	2	1	2	2	0	9	3	6	31	17	14

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（３a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・法－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１)	別表第一 (c)
北海道				15	3	12				15	3	12
青森県												
岩手県												
宮城県				1	1					1	1	
秋田県												
山形県				2	2					2	2	
福島県	1	1		25	22	3	2	2		28	25	3
茨城県	3	2	1	26	26		3	2	1	32	30	2
栃木県	3	3		56	46	10	2	1	1	61	50	11
群馬県	1	1		7	4	3	2	1	1	10	6	4
埼玉県				43	23	20	4	2	2	47	25	22
千葉県				8	5	3				8	5	3
東京都												
神奈川県												
新潟県				14	4	10				14	4	10
富山県				37	36	1				37	36	1
石川県				1	1					1	1	
福井県				15	8	7	2	1	1	17	9	8
山梨県				3	3		1	1		4	4	
長野県				13	6	7	2	1	1	15	7	8
岐阜県				3	2	1				3	2	1
静岡県	4	3	1	59	43	16	6	3	3	69	49	20
愛知県	9	5	4	112	62	50	8	4	4	129	71	58
三重県	2	2		29	22	7	2	1	1	33	25	8
滋賀県				14	8	6	2	2		16	10	6
京都府				4	2	2				4	2	2
大阪府				11	11		4	3	1	15	14	1
兵庫県	1		1	9	8	1				10	8	2
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県				2	2		1		1	3	2	1
広島県				3	3					3	3	
山口県				2	1	1	1	1		3	2	1
徳島県												
香川県	1	1		1	1					2	2	
愛媛県												
高知県												
福岡県				19	10	9	2		2	21	10	11
佐賀県				4	2	2				4	2	2
長崎県				1	1					1	1	
熊本県				24	5	19	1		1	25	5	20
大分県	1	1		1	1					2	2	
宮崎県				1	1					1	1	
鹿児島県				2	1	1				2	1	1
沖縄県												

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（3b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・法－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注1)	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市				3	2	1	1	1		4	3	1
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市				20	17	3				20	17	3
浜松市				1	1					1	1	
名古屋市				18	16	2				18	16	2
京都市				8	6	2	1	1		9	7	2
大阪市				2	2					2	2	
堺市				6	6		1	1		7	7	
神戸市												
岡山市												
広島市				2	1	1	1	1		3	2	1
北九州市	1		1	3	2	1				4	2	2
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市				1	1					1	1	
郡山市												
いわき市				1		1				1		1
宇都宮市												
前橋市				3	2	1				3	2	1
高崎市												
川越市				1	1					1	1	
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市				6		6	2		2	8		8
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市				5	4	1				5	4	1
岡崎市				2	1	1				2	1	1
豊田市				29	15	14	3		3	32	15	17
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市	2	2		14	14					16	16	
尼崎市												
西宮市												
奈良市				1		1				1		1
和歌山市												
倉敷市				8	8					8	8	
福山市												
下関市				12	12					12	12	
高松市				1	1					1	1	
松山市												
高知市												
久留米市				3		3				3		3
長崎市												
熊本市												
大分市				2	2					2	2	
宮崎市												
鹿児島市				1	1					1	1	
合　計	29	21	8	720	491	229	54	29	25	803	541	262

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（４a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・法－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）
北海道	18	10		8	26	19	2	5	115	86	2	27
青森県	10	5	1	4	22	10	5	7	31	22	3	6
岩手県	2	2			20	14	1	5	24	17	1	6
宮城県	18	6		12	32	27		5	29	29		
秋田県	3	1		2	13	11		2	47	31	3	13
山形県	7	5	1	1	12	5	1	6	26	13	3	10
福島県	5	3		2	30	27		3	51	38	2	11
茨城県	28	15	2	11	68	48	4	16	69	49	8	12
栃木県	10	8		2	29	19	2	8	44	37	3	4
群馬県	13	12		1	25	25			40	31	1	8
埼玉県	42	27		15	79	76		3	85	76	1	8
千葉県	46	29	1	16	77	54	5	18	67	48	4	15
東京都	105	64	8	33	49	28	1	20	46	38	5	3
神奈川県	34	25		9	28	26	1	1	30	21	5	4
新潟県	8	6		2	55	43	3	9	59	41	5	13
富山県	5			5	16	13		3	18	11		7
石川県					12	10		2	25	21		4
福井県	6	5		1	15	14		1	29	19	4	6
山梨県	3	3			20	13		7	24	19		5
長野県	7	4	3		28	28			66	40	14	12
岐阜県	2	2			31	14	4	13	68	44	12	12
静岡県	28	9	11	8	43	20	15	8	81	54	16	11
愛知県	43	29	4	10	49	39	3	7	90	70	6	14
三重県	17	12		5	34	24	2	8	59	49	3	7
滋賀県	6	3		3	21	18		3	38	26	1	11
京都府	6	2		4	13	9	4		29	22	3	4
大阪府	35	23		12	40	28	2	10	43	33	3	7
兵庫県	19	14		5	35	32	1	2	71	57	5	9
奈良県	6	5		1	23	17		6	40	35		5
和歌山県					12	6	3	3	34	25	3	6
鳥取県	5	3	2		6	1	3	2	35	25	6	4
島根県	2			2	10	3		7	26	13	8	5
岡山県	4	4			15	13		2	46	39	4	3
広島県	9	3		6	20	18		2	50	38	6	6
山口県	10	8		2	25	17	1	7	45	37	2	6
徳島県	1			1	25	20		5	51	35	6	10
香川県	7	4		3	8	6		2	28	26		2
愛媛県	13	8	5		19	6	10	3	53	37	12	4
高知県					11	5	2	4	28	20	4	4
福岡県	12	7		5	29	24		5	51	36	5	10
佐賀県	4			4	13	11		2	44	33	3	8
長崎県	8	2	3	3	15	10		5	59	35	8	16
熊本県	2	2			25	14	7	4	37	28	3	6
大分県	3	1	2		13	11	2		19	18	1	
宮崎県	9	5	1	3	8	8			18	13	1	4
鹿児島県					24	16	2	6	48	33	1	14
沖縄県	8	2		6	18	13	2	3	32	12	1	19

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（４b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・法－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満			
	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）
札幌市	9	4	3	2	8	5	1	2	1		1	
仙台市	13	6		7	7	3		4	3	1		2
さいたま市	13	11		2	3	2	1		5	5		
千葉市	13	7	2	4	3	3			5	3		2
横浜市	27	18	4	5	4	3	1		7	5		2
川崎市	24	15		9	6	3	3		16	10		6
相模原市	7	4		3	1	1			9	9		
新潟市	12	8		4	10	5	2	3	16	11	1	4
静岡市	6		4	2	3		3		8		8	
浜松市	8	4		4	11	9	1	1	21	19		2
名古屋市	19	12	2	5	1	1			3	1		2
京都市	21	12	3	6	1	1			10	5	2	3
大阪市	26	17	4	5	7	5	2		9	6	2	1
堺市	15	9		6	2			2	5	2		3
神戸市	15	13		2	3	2		1	2	2		
岡山市	8	4	3	1	1	1			29	25	1	3
広島市	9	4		5	4	2		2	29	18	2	9
北九州市	17	11		6	3	3			17	8		9
福岡市	9	6		3	4	3		1	5	5		
函館市	3	1		2					3	3		
旭川市	2	2			2	1		1	1			1
青森市	8	4	2	2	2		2		2	2		
盛岡市	3	3			3	3			5	4		1
秋田市	3			3	3	1		2	6	6		
郡山市	4	4			2	1		1	1	1		
いわき市	13	8	3	2	6	2	2	2	6	4	1	1
宇都宮市	7	2	5		4	4			5	2	1	2
前橋市	3	3			4	2		2	4	3		1
高崎市	3	3			2	1		1	5	3	2	
川越市	2			2	3	2	1		2	1		1
船橋市	8		8		2		2		1			1
柏市	5		3	2	3		3		2		2	
横須賀市	5	4		1	3	3			1	1		
富山市	3		1	2					10		8	2
金沢市	5	3		2	4	1		3	6	3	1	2
長野市	3	3			1			1	10	9		1
岐阜市	5	5			6	5	1		4	4		
豊橋市	3	1	2		4	2		2	4	2	1	1
岡崎市	7	5		2					5	4	1	
豊田市	4		1	3	3	1		2	3	2		1
大津市					7	5	1	1	3	2		1
高槻市	5	5			2	1	1		2	2		
東大阪市	8	1	5	2	4		1	3				
姫路市	11	4		7	9	5		4	6	4		2
尼崎市	7	3	1	3	3	1		2	3	3		
西宮市	7	7			1	1			1	1		
奈良市	4	4							4	4		
和歌山市	6	6			4	3		1	10	9		1
倉敷市	11	8		3	12	9		3	19	17	1	1
福山市	4			4	6	6			14	13		1
下関市	2	1		1	1	1			8	6		2
高松市	5	2		3					8	7		1
松山市	8	5		3	3	2	1		12	6		6
高知市	3		3		1	1			3	2		1
久留米市	3	3							4	3	1	
長崎市	4	4							3	2		1
熊本市	4	4			1	1			6	5		1
大分市	9	5	1	3	2	1		1	15	9	2	4
宮崎市	3			3	1	1			1			1
鹿児島市	4	2		2	2		2		13	7		6
合　計	1107	658	104	345	1439	1032	119	288	2569	1871	225	473

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（５a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・法－都道府県別）

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5㎡以上）			
	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）
北海道	80	29	1	50	19	13		6	11	3		8
青森県	53	20	1	32	8	3		5	8	4	2	2
岩手県	69	24	11	34	11	6	2	3	2	2		
宮城県	51	49		2	10	10			5	5		
秋田県	21	10		11	1	1			5	5		
山形県	59	19		40	5	3		2	6	4		2
福島県	17	13		4	14	9		5	9	8		1
茨城県	197	54	2	141	30	15		15	9	4	1	4
栃木県	70	39		31	24	10		14	8	5		3
群馬県	29	15		14	15	4		11	2			2
埼玉県	31	21	2	8	74	24		50	13	7		6
千葉県	138	47		91	29	16		13	16	6		10
東京都	52	32		20	53	27		26	20	12		8
神奈川県	32	19	1	12	15	8	1	6	4	3		1
新潟県	65	25		40	23	14		9	19	16		3
富山県	36	22		14	8	7		1	3	1		2
石川県	43	23	1	19	6	5		1	1	1		
福井県	44	21		23	9	9			6	4		2
山梨県	26	11		15	8	6		2	6	5		1
長野県	52	24	4	24	12	7		5	5	4		1
岐阜県	85	79	3	3	47	41		6	9	7	2	
静岡県	100	61	1	38	35	21		14	22	10		12
愛知県	54	32		22	24	12		12	7	3		4
三重県	80	44		36	23	15		8	9	5		4
滋賀県	37	27		10	12	10		2	9	8		1
京都府	34	16		18	6	5		1				
大阪府	21	12		9	8	7	1		6	4		2
兵庫県	110	76		34	31	20		11	8	7		1
奈良県	106	39		67	16	7		9	3	2		1
和歌山県	32	15		17	8	7		1	5	3		2
鳥取県	41	19	3	19	6	6			2	1		1
島根県	28	10	4	14	4	1		3	8	3	3	2
岡山県	54	22		32	4	3		1	6	5		1
広島県	52	31		21	16	8		8	13	8		5
山口県	50	32		18	21	21			9	6		3
徳島県	77	35		42	10	8		2	2	2		
香川県	62	21		41	15	13		2	6	4		2
愛媛県	73	25	6	42	27	13		14	15	6		9
高知県	66	36		30	15	11		4	4	3		1
福岡県	88	50		38	32	30		2	13	12		1
佐賀県	40	22		18	8	5		3	4	1		3
長崎県	32	15		17	4	2		2	4	2		2
熊本県	40	3	6	31	7	5	1	1	8	6		2
大分県	17	7	6	4	8	7	1		3	3		
宮崎県	32	8		24	2	1		1				
鹿児島県	72	31		41	13	8		5	7	6		1
沖縄県	28	5	1	22	10	1		9	5	1		4

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（５b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・法－政令市別）

	廃棄物焼却炉											
	100kg/h以上～200kg/h未満				50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5㎡以上）			
	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）
札幌市	4	1		3	2	2			2	2		
仙台市	8	6		2	1			1				
さいたま市	2	2			4	3		1	3	2		1
千葉市	17	9		8	9	6		3	3			3
横浜市	11	10		1	27	24		3	5	5		
川崎市	1	1			4			4	3	3		
相模原市	3	3			2	1		1				
新潟市	19	10		9	9	8		1	2	2		
静岡市	22	14	3	5	11	5	4	2	4	4		
浜松市	18	13		5	1	1			1	1		
名古屋市	16	4	7	5	8	1	4	3	6	1	2	3
京都市	15	13		2	14	14			2	2		
大阪市	4	2		2	7	6		1				
堺市	12	6		6	6	6			1	1		
神戸市	12	8		4	3	2		1	1	1		
岡山市	15	9		6	2	2			2			2
広島市	12	10		2	1	1			2	1		1
北九州市	12	9		3					3	1		2
福岡市	5	2		3								
函館市	3	1		2								
旭川市	4	2		2					3			3
青森市	13			13	3			3	4	1		3
盛岡市	10	7		3	2	2			3	1		2
秋田市	3	2		1					1	1		
郡山市	6	5		1	4	2		2				
いわき市	2	2			2			2				
宇都宮市	5			5	1	1			1			1
前橋市	15	4	1	10	3	2		1				
高崎市	7	2		5	7	2		5	3			3
川越市	2	1		1	2	1		1				
船橋市	3		3		3		2	1				
柏市	5	1	1	3	2	2						
横須賀市	2			2	1			1	5			5
富山市	15		5	10	7		2	5	2		1	1
金沢市	8	4		4	6	4		2	1	1		
長野市	6	2		4								
岐阜市	6	4		2	2	2			1	1		
豊橋市	4	2		2	1	1						
岡崎市	6	6			6	5		1				
豊田市	4	3		1	2			2				
大津市	5	2		3								
高槻市	5	2	1	2								
東大阪市	2		2		2		1	1				
姫路市	10	9		1	5	4		1	1	1		
尼崎市	2	2			3	3						
西宮市									2	2		
奈良市	12	8		4	4	3		1	2	1		1
和歌山市	10	9		1	4	2		2	6	5		1
倉敷市	5	5			2	1		1	2			2
福山市	30	20		10	3	3						
下関市	4	2		2					1	1		
高松市	9	5		4	2	1		1				
松山市	13	9		4	1	1						
高知市	18	6		12	2	1		1				
久留米市	5	2		3	6	6						
長崎市	6	3		3	4	4						
熊本市	9	6		3					1	1		
大分市	7	1		6	1	1			4	2	1	1
宮崎市	8	4		4	1			1	1			1
鹿児島市	11	5		6	3	2		1	1			1
合　計	3184	1570	76	1538	994	623	19	352	430	261	12	157

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（６a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・法－都道府県別）

	廃棄物焼却炉				合　計			
	小　計							
	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）
北海道	269	160	5	104	288	167	5	116
青森県	132	64	12	56	135	65	12	58
岩手県	128	65	15	48	128	65	15	48
宮城県	145	126		19	148	129		19
秋田県	90	59	3	28	90	59	3	28
山形県	115	49	5	61	117	51	5	61
福島県	126	98	2	26	156	125	2	29
茨城県	401	185	17	199	442	223	17	202
栃木県	185	118	5	62	248	170	5	73
群馬県	124	87	1	36	135	94	1	40
埼玉県	324	231	3	90	376	260	4	112
千葉県	373	200	10	163	384	208	10	166
東京都	325	201	14	110	328	204	14	110
神奈川県	143	102	8	33	144	103	8	33
新潟県	229	145	8	76	246	152	8	86
富山県	86	54		32	124	91		33
石川県	87	60	1	26	88	61	1	26
福井県	109	72	4	33	126	81	4	41
山梨県	87	57		30	91	61		30
長野県	170	107	21	42	185	114	21	50
岐阜県	242	187	21	34	245	189	21	35
静岡県	309	175	43	91	378	224	43	111
愛知県	267	185	13	69	414	271	13	130
三重県	222	149	5	68	255	174	5	76
滋賀県	123	92	1	30	139	102	1	36
京都府	88	54	7	27	92	56	7	29
大阪府	153	107	6	40	172	124	6	42
兵庫県	274	206	6	62	286	216	6	64
奈良県	194	105		89	194	105		89
和歌山県	91	56	6	29	91	56	6	29
鳥取県	95	55	14	26	95	55	14	26
島根県	78	30	15	33	82	34	15	33
岡山県	129	86	4	39	132	88	4	40
広島県	160	106	6	48	165	111	6	48
山口県	160	121	3	36	176	133	3	40
徳島県	166	100	6	60	166	100	6	60
香川県	126	74		52	128	76		52
愛媛県	200	95	33	72	203	98	33	72
高知県	124	75	6	43	124	75	6	43
福岡県	225	159	5	61	250	173	5	72
佐賀県	113	72	3	38	118	75	3	40
長崎県	122	66	11	45	123	67	11	45
熊本県	119	58	17	44	146	64	17	65
大分県	63	47	12	4	65	49	12	4
宮崎県	69	35	2	32	70	36	2	32
鹿児島県	164	94	3	67	166	95	3	68
沖縄県	101	34	4	63	102	35	4	63

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（６b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・法－政令市別）

	廃棄物焼却炉				合　計			
	小　計							
	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）
札幌市	26	14	5	7	27	15	5	7
仙台市	32	16		16	33	16		17
さいたま市	30	25	1	4	30	25	1	4
千葉市	50	28	2	20	52	29	2	21
横浜市	81	65	5	11	85	68	5	12
川崎市	54	32	3	19	59	37	3	19
相模原市	22	18		4	22	18		4
新潟市	68	44	3	21	68	44	3	21
静岡市	54	23	22	9	74	40	22	12
浜松市	60	47	1	12	61	48	1	12
名古屋市	53	20	15	18	72	37	15	20
京都市	63	47	5	11	72	54	5	13
大阪市	53	36	8	9	65	47	9	9
堺市	41	24		17	53	36		17
神戸市	36	28		8	36	28		8
岡山市	57	41	4	12	57	41	4	12
広島市	57	36	2	19	60	38	2	20
北九州市	52	32		20	65	39	1	25
福岡市	23	16		7	23	16		7
函館市	9	5		4	9	5		4
旭川市	12	5		7	12	5		7
青森市	32	7	4	21	32	7	4	21
盛岡市	26	20		6	26	20		6
秋田市	16	10		6	17	11		6
郡山市	17	13		4	17	13		4
いわき市	29	16	6	7	34	20	6	8
宇都宮市	23	9	6	8	24	9	7	8
前橋市	29	14	1	14	32	16	1	15
高崎市	27	11	2	14	27	11	2	14
川越市	11	5	1	5	12	6	1	5
船橋市	17		15	2	18		16	2
柏市	17	3	9	5	17	3	9	5
横須賀市	17	8		9	17	8		9
富山市	37		17	20	46		18	28
金沢市	30	16	1	13	30	16	1	13
長野市	20	14		6	20	14		6
岐阜市	24	21	1	2	26	23	1	2
豊橋市	16	8	3	5	22	13	3	6
岡崎市	24	20	1	3	26	21	1	4
豊田市	16	6	1	9	48	21	1	26
大津市	15	9	1	5	15	9	1	5
高槻市	14	10	2	2	14	10	2	2
東大阪市	16	1	9	6	16	1	9	6
姫路市	42	27		15	74	49		25
尼崎市	18	12	1	5	18	12	1	5
西宮市	11	11			11	11		
奈良市	26	20		6	27	20		7
和歌山市	40	34		6	46	39		7
倉敷市	51	40	1	10	69	58	1	10
福山市	57	42		15	61	46		15
下関市	16	11		5	28	23		5
高松市	24	15		9	25	16		9
松山市	37	23	1	13	37	23	1	13
高知市	27	10	3	14	27	10	3	14
久留米市	18	14	1	3	21	14	1	6
長崎市	17	13		4	17	13		4
熊本市	21	17		4	21	17		4
大分市	38	19	4	15	42	23	4	15
宮崎市	15	5		10	15	5		10
鹿児島市	34	16	2	16	35	17	2	16
合　計	9723	6015	555	3153	10701	6698	561	3442

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（７a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
								焙焼炉			焼結炉		
	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)
北海道													
青森県													
岩手県													
宮城県													
秋田県													
山形県													
福島県													
茨城県													
栃木県													
群馬県								1		1			
埼玉県													
千葉県													
東京都													
神奈川県													
新潟県													
富山県													
石川県													
福井県													
山梨県													
長野県													
岐阜県													
静岡県													
愛知県													
三重県													
滋賀県													
京都府													
大阪府													
兵庫県													
奈良県													
和歌山県													
鳥取県													
島根県													
岡山県													
広島県													
山口県													
徳島県													
香川県													
愛媛県													
高知県													
福岡県													
佐賀県													
長崎県													
熊本県													
大分県													
宮崎県													
鹿児島県													
沖縄県													

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（７b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別）

	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉			製鋼用電気炉				亜鉛回収施設					
								焙焼炉			焼結炉		
	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)
札幌市													
仙台市													
さいたま市													
千葉市													
横浜市													
川崎市													
相模原市													
新潟市													
静岡市													
浜松市													
名古屋市													
京都市													
大阪市													
堺市													
神戸市													
岡山市													
広島市													
北九州市													
福岡市													
函館市													
旭川市													
青森市													
盛岡市													
秋田市													
郡山市													
いわき市													
宇都宮市													
前橋市													
高崎市													
川越市													
船橋市													
柏市													
横須賀市													
富山市													
金沢市													
長野市													
岐阜市													
豊橋市													
岡崎市													
豊田市													
大津市													
高槻市													
東大阪市													
姫路市													
尼崎市													
西宮市													
奈良市													
和歌山市													
倉敷市													
福山市													
下関市													
高松市													
松山市													
高知市													
久留米市													
長崎市													
熊本市													
大分市													
宮崎市													
鹿児島市													
合　計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（８a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県				1		1				2		2
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（８b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別）

	亜鉛回収施設											
	溶鉱炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合　計	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（９a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県別）

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)
北海道												
青森県												
岩手県												
宮城県												
秋田県												
山形県												
福島県												
茨城県												
栃木県												
群馬県												
埼玉県												
千葉県												
東京都												
神奈川県												
新潟県												
富山県												
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県												
三重県												
滋賀県												
京都府												
大阪府												
兵庫県												
奈良県												
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県												
広島県												
山口県												
徳島県												
香川県												
愛媛県												
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（９b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別）

	アルミニウム合金製造施設											
	焙焼炉			溶解炉			乾燥炉			小　計		
	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)	２３年度末施設数 (a+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 (c)
札幌市												
仙台市												
さいたま市												
千葉市												
横浜市												
川崎市												
相模原市												
新潟市												
静岡市												
浜松市												
名古屋市												
京都市												
大阪市												
堺市												
神戸市												
岡山市												
広島市												
北九州市												
福岡市												
函館市												
旭川市												
青森市												
盛岡市												
秋田市												
郡山市												
いわき市												
宇都宮市												
前橋市												
高崎市												
川越市												
船橋市												
柏市												
横須賀市												
富山市												
金沢市												
長野市												
岐阜市												
豊橋市												
岡崎市												
豊田市												
大津市												
高槻市												
東大阪市												
姫路市												
尼崎市												
西宮市												
奈良市												
和歌山市												
倉敷市												
福山市												
下関市												
高松市												
松山市												
高知市												
久留米市												
長崎市												
熊本市												
大分市												
宮崎市												
鹿児島市												
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（１０a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県別）

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）
北海道													1	1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	1						
茨城県																
栃木県	2	2														
群馬県													1	1		
埼玉県																
千葉県																
東京都									1			1				
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県									2	2			2			2
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府									1	1						
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県									1	1						
香川県																
愛媛県	3	3							1			1				
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県									2		2					

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（１０b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別）

	廃棄物焼却炉															
	4t/h以上				2t/h以上～4t/h未満				200kg/h以上～2t/h未満				100kg/h以上～200kg/h未満			
	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1		1					
横浜市									1			1				
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市	1	1														
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	6	6	0	0	0	0	0	0	11	5	3	3	4	2	0	2

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（１１a）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況

（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－都道府県別）

	廃棄物焼却炉												合　計			
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5㎡以上）				小　計							
	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）	２３年度末施設数 (a+b+c)	附則別表第二 (a)注１）	別表第一 法施行前設置 (b)注２）	別表第一 法施行後設置 (c)注３）
北海道									1	1			1	1		
青森県																
岩手県																
宮城県																
秋田県																
山形県																
福島県									1	1			1	1		
茨城県																
栃木県									2	2			2	2		
群馬県									1	1			3	1		2
埼玉県																
千葉県																
東京都									1			1	1			1
神奈川県																
新潟県																
富山県																
石川県																
福井県	1			1					5	2		3	5	2		3
山梨県																
長野県																
岐阜県																
静岡県																
愛知県																
三重県																
滋賀県																
京都府									1	1			1	1		
大阪府																
兵庫県																
奈良県																
和歌山県																
鳥取県																
島根県																
岡山県																
広島県																
山口県																
徳島県									1	1			1	1		
香川県																
愛媛県									4	3		1	4	3		1
高知県																
福岡県																
佐賀県																
長崎県																
熊本県																
大分県																
宮崎県																
鹿児島県																
沖縄県									2		2		2		2	

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。

注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１０（１１b）　　大気基準適用施設に係る基準適用状況
（施設種類別・鉱山保安法等関係法令施設－政令市別）

	廃棄物焼却炉												合　計			
	50kg/h以上～100kg/h未満				50kg/h未満（0.5㎡以上）				小　計							
	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）	２３年度末施設数(a+b+c)	附則別表第二(a)注１）	別表第一 法施行前設置(b)注２）	別表第一 法施行後設置(c)注３）
札幌市																
仙台市																
さいたま市																
千葉市									1		1		1		1	
横浜市									1			1	1			1
川崎市																
相模原市																
新潟市																
静岡市																
浜松市																
名古屋市																
京都市																
大阪市																
堺市																
神戸市																
岡山市																
広島市																
北九州市																
福岡市																
函館市																
旭川市																
青森市																
盛岡市																
秋田市																
郡山市																
いわき市																
宇都宮市																
前橋市																
高崎市																
川越市																
船橋市																
柏市																
横須賀市																
富山市																
金沢市																
長野市																
岐阜市																
豊橋市																
岡崎市																
豊田市																
大津市																
高槻市																
東大阪市																
姫路市																
尼崎市																
西宮市																
奈良市																
和歌山市																
倉敷市									1	1			1	1		
福山市																
下関市																
高松市																
松山市																
高知市																
久留米市																
長崎市																
熊本市																
大分市																
宮崎市																
鹿児島市																
合　計	1	0	0	1	0	0	0	0	22	13	3	6	24	13	3	8

注１）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であって、法施行規則附則別表第二の排出基準が適用となっている施設数。
注２）法施行の際現に設置されている施設（設置工事がされているものを含む。）であるが、既に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。
注３）法施行後に設置され、法施行規則別表第一の排出基準が適用となっている施設数。

表Ｉ－１１　　適用除外等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成２３年４月１日～平成２４年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第３５条第２項に基づく通知受理件数	3	3
法第３６条第２項に基づく要求件数	0	0

表Ｉ－１２　　その他の届出等の状況（大気関係・水質関係－全国）

（平成２３年４月１日～平成２４年３月３１日）

	大気関係	水質関係
法第１４条第１項に基づく届出件数注１）	159	44
法第１８条に基づく届出件数注２）	686	209
瀬戸内海法第８条第１項（第４項）に基づく許可（届出）件数注３）	－	31
瀬戸内海法第９条に基づく届出件数注４）	－	27

注１）規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数。
注２）使用廃止以外の変更届出の件数。
注３）規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数。
注４）使用廃止以外の変更届出の件数。

表Ｉ－１３　　適用除外等の状況

（都道府県別）

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県	2		2	
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都				
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
島根県				
岡山県				
広島県				
山口県				
徳島県				
香川県				
愛媛県	1			
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県				
熊本県				
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				

（政令市別）

	大気基準適用施設		水質基準対象施設	
	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数	法第35条第2項に基づく通知件数	法第36条第2項に基づく要求件数
札幌市				
仙台市				
さいたま市				
千葉市			1	
横浜市				
川崎市				
相模原市				
新潟市				
静岡市				
浜松市				
名古屋市				
京都市				
大阪市				
堺市				
神戸市				
岡山市				
広島市				
北九州市				
福岡市				
函館市				
旭川市				
青森市				
盛岡市				
秋田市				
郡山市				
いわき市				
宇都宮市				
前橋市				
高崎市				
川越市				
船橋市				
柏市				
横須賀市				
富山市				
金沢市				
長野市				
岐阜市				
豊橋市				
岡崎市				
豊田市				
大津市				
高槻市				
東大阪市				
姫路市				
尼崎市				
西宮市				
奈良市				
和歌山市				
倉敷市				
福山市				
下関市				
高松市				
松山市				
高知市				
久留米市				
長崎市				
熊本市				
大分市				
宮崎市				
鹿児島市				
合　計	3	0	3	0

表Ｉ－１４（１a）　その他の届出等の状況

（法・瀬戸内海法別－都道府県別）

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更その他注１）	18条変更注２）	14条変更その他注１）	18条変更注２）	８条変更その他注３）	９条変更注２）
北海道	6	15	2	9		
青森県	2	6	1	3		
岩手県	2	1				
宮城県				1		
秋田県		1				
山形県	1	6				
福島県		10	3	4		
茨城県	3	22	1	7		
栃木県	2	13		2		
群馬県	5	11				
埼玉県	3	10	5	5		
千葉県	9	50	1	7		
東京都	3	40	3	30		
神奈川県	1	3	1			
新潟県	4	9	1	3		
富山県	2	13	1	7		
石川県	4	5				
福井県	2	16		13		
山梨県		6		4		
長野県		5				
岐阜県	3	16	2	2		
静岡県	9	25	3	8		
愛知県	2	44		3		
三重県	12	17	3	2		
滋賀県	1	8		1		
京都府	5	10		1		
大阪府	1	13		2		
兵庫県	3	32	1	5	1	
奈良県	1	6				
和歌山県		3				
鳥取県	6	3				
島根県		9		5		
岡山県	9	8				
広島県	3	14	1	1	15	1
山口県		4		1	1	
徳島県		9		2		2
香川県	4	7	3	1		2
愛媛県	4	13			5	19
高知県						
福岡県	4	10	3	2		
佐賀県	2	1		1		
長崎県						
熊本県	1	37		1		
大分県						
宮崎県	1	2		1		
鹿児島県	2	10				
沖縄県		1				

注１）法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。
注２）法「18条変更」及び瀬戸内海法「９条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。
注３）瀬戸内海法「８条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数を計上した。

表Ｉ－１４（1b）　その他の届出等の状況

（法・瀬戸内海法別－政令市別）

	大気基準適用施設		水質基準対象施設			
	法		法		瀬戸内海法	
	14条変更その他注1）	18条変更注2）	14条変更その他注1）	18条変更注2）	８条変更その他注3）	９条変更注2）
札幌市						
仙台市						
さいたま市	1	3		1		
千葉市	1	1				
横浜市	2	8		3		
川崎市		9		10		
相模原市		2		1		
新潟市	1	1	1	1		
静岡市	4		1			
浜松市		3		1		
名古屋市		6	2	6		
京都市		2				
大阪市		6		15	1	
堺市	2	4		5	1	
神戸市		1				
岡山市		4				
広島市	2	5		1		
北九州市	2	5			1	
福岡市						
函館市		4		1		
旭川市		1				
青森市		3		1		
盛岡市	3	2				
秋田市		2		1		
郡山市		1				
いわき市	3	5		3		
宇都宮市						
前橋市		8				
高崎市	1	4				
川越市		2				
船橋市						
柏市						
横須賀市	5	3	3			
富山市						
金沢市	1					
長野市		3		3		
岐阜市	1	1				
豊橋市						
岡崎市						
豊田市	1	2				
大津市						
高槻市		11		16		
東大阪市						
姫路市		10	1	4	2	1
尼崎市		1				
西宮市						
奈良市						
和歌山市		4			4	2
倉敷市	2	1				
福山市	4	5				
下関市		1				
高松市						
松山市		3				
高知市	1					
久留米市		2	1	1		
長崎市						
熊本市						
大分市		3				
宮崎市				1		
鹿児島市						
合　計	159	686	44	209	31	27

注１）法「14条変更その他」については、規制対象規模未満への変更以外の変更届出の件数を計上した。
注２）法「18条変更」及び瀬戸内海法「９条変更」については、使用廃止以外の変更届出の件数を計上した。
注３）瀬戸内海法「８条変更その他」については、規制対象規模未満への変更及び法への移行に係る届出以外の許可（届出）件数を計上した。